



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせをお届けしています。



～平成31年2月13日号～

● 厚生労働省からのお知らせ

- 1 「働き方改革関連法に関するハンドブック」等のご案内
- 2 2019年4月1日から順次、「働き方」が変わります！！
- 3 「ユースエール認定制度」のご案内
- 4 非正規雇用労働者のキャリアアップを支援します！

● 適切な雇用環境の整備について

- 5 誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度「Nぴか」のご案内（長崎県）

● 「長崎キラリ☆カンパニー」ご紹介企業

- ・ 株式会社 KPG HOTEL & RESORT i+Land nagasaki
- ・ メットライフ生命保険 株式会社 長崎オフィス

1 「働き方改革関連法に関するハンドブック」等のご案内

2019年4月1日より、働き方改革関連法が順次施行されます。

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。

「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、生産性の向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

法律の施行にあたっては、事業所の状況に応じて対応が必要となります。対応の参考として厚生労働省が「働き方改革関連法に関するハンドブック」を始めとした各種リーフレットを作成しております。ぜひご覧ください。

※市の窓口で、「働き方改革関連法に関するハンドブック」を設置しています。（冊数には限りがあります。）

● 働き方改革関連法に関する各種リーフレットについて(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

お問い合わせ先 長崎労働局
電話: 095-801-0020

「働き方」が変わります！！

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point

1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例を
厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point

2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上¹の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、

毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point

3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、

正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、

基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ

改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

3 「ユースエール認定制度」のご案内

～ 若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の優良な中小企業を応援します ～

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

● 認定を受けることのメリットは？

次の支援を受けられるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

- ① ハローワークなどで重点的PRを実施。また、若年雇用促進総合サイトへの企業情報の掲載
👉 <https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action>
- ② 認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能
- ③ 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- ④ 若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算
- ⑤ 日本政策金融公庫による融資制度
- ⑥ 公共調達における加点評価

● 認定企業の要件は？

一定の認定基準をすべて満たす中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)であれば、認定企業となることができます。認定基準は、リーフレットをご参照ください。

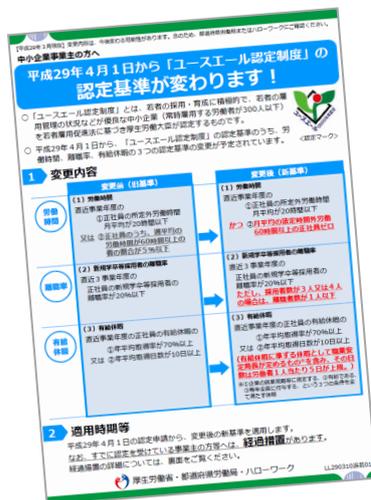
👉 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

● 認定企業となるには？

各都道府県労働局への申請が必要です。認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

なお、申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。

詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。



お問い合わせ先

長崎労働局

ハローワーク長崎

電話:095-801-0020

電話:095-862-8609

4 非正規雇用労働者のキャリアアップを支援します！

～「キャリアアップ助成金」のご案内～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化**や**処遇改善の取組みを実施した事業者に対して助成する**制度です。

助成金の活用にあたっては、**事前に**「キャリアアップ計画」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、労働局・ハローワークに提出することが必要です。

その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。詳細なパンフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しております。

※支給要件を満たさない場合は、助成金を受給することが出来ません。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金

検索

お問い合わせ先

長崎労働局 電話:095-801-0020
ハローワーク長崎 電話:095-862-8609

5 誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度「Nぴか」のご案内

～ 人材確保・定着、働き方改革に活用しましょう！ ～

長崎県では、年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む県内企業を認証する、「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度(略称:Nぴか)」を推進しています。

企業イメージの向上や人材の確保・定着に向けた取組みにぜひご活用ください！

申請はホームページ(<http://n-pika.pref.nagasaki.jp/>)からも可能です。

詳しくは「Nぴか」特設ページをご参照ください。

認証制度の詳細や企業の取組事例、イベント・セミナー情報も発信しています。



Nぴか

検索

お問い合わせ先

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課
電話 :095-895-2714
FAX :095-895-2582

「長崎キラリ☆カンパニー」ご紹介企業

長崎ケーブルメディアで放送中の情報番組「ケーブルワイドなんでんカフェ」の中で**長崎地域のキラリ輝く企業を紹介**しています。放送は毎月第2火曜日です。これまでにご紹介した企業は、[長崎市ホームページ](#)や[YouTube](#)でもご覧いただけます！



長崎キラリカンパニー

検索



Twitter はじめました！

[@nagasakiangyo](#)

長崎市が実施する就職活動支援情報などを発信中！

お問い合わせ先

長崎市 産業雇用政策課

電話：095-829-1313

株式会社 KPG HOTEL&RESORT i+Land nagasaki 様

(平成30年12月放送)

日本全国で総合レジャー施設などの運営を行い、グループ全体の従業員数は3,000人を超える「カトープレジャーグループ」のグループ企業。長崎、福岡、沖縄で総合レジャー施設やホテルを運営しており、2018年にリニューアルオープンした伊王島の「i+Land nagasaki」を運営しています。

社長は、「長崎の観光が発展することを見据え、外国人観光客への対応のため、外国人をはじめ、多様な人材を雇用している」と仰っており、レストランマネージャーの方も「毎日様々なスタッフと話をするので、非常に刺激があり勉強になる。意欲的な人が多く、やりがいも大きい」と語っていました。観光都市ながさきで「世界のリゾート」を目指し、多様な人材に囲まれながら仕事をする中で、新たな発見や大きな成長に繋げることができるキラリ☆カンパニーです。



メットライフ生命保険 株式会社 長崎オフィス 様

(平成31年1月放送)

水辺の森公園横の素敵なビルをご存知ですか？米本社の創業から約150年、日本初の外資系保険会社として約45年前に設立されました。長崎オフィスは約15年前に開設され、コールセンター業務のほか、保険引受の査定や保険金支払等を行っています。約1,400人のスタッフが働いており、そのうちの約8割が女性です。

長崎オフィスの開設当初から、「女性スタッフが長く安心して働ける職場環境作り」に努めており、職場環境の整備や育休・産休等の休暇制度の充実を図っているほか、託児所やコンビニも完備。また、会社全体で「頑張っている人をとことん評価する」風潮があり、年齢や性別に関係なくキャリアを積むことができます。まさに仕事とプライベートの充実を図ることができるキラリ☆カンパニーです。

